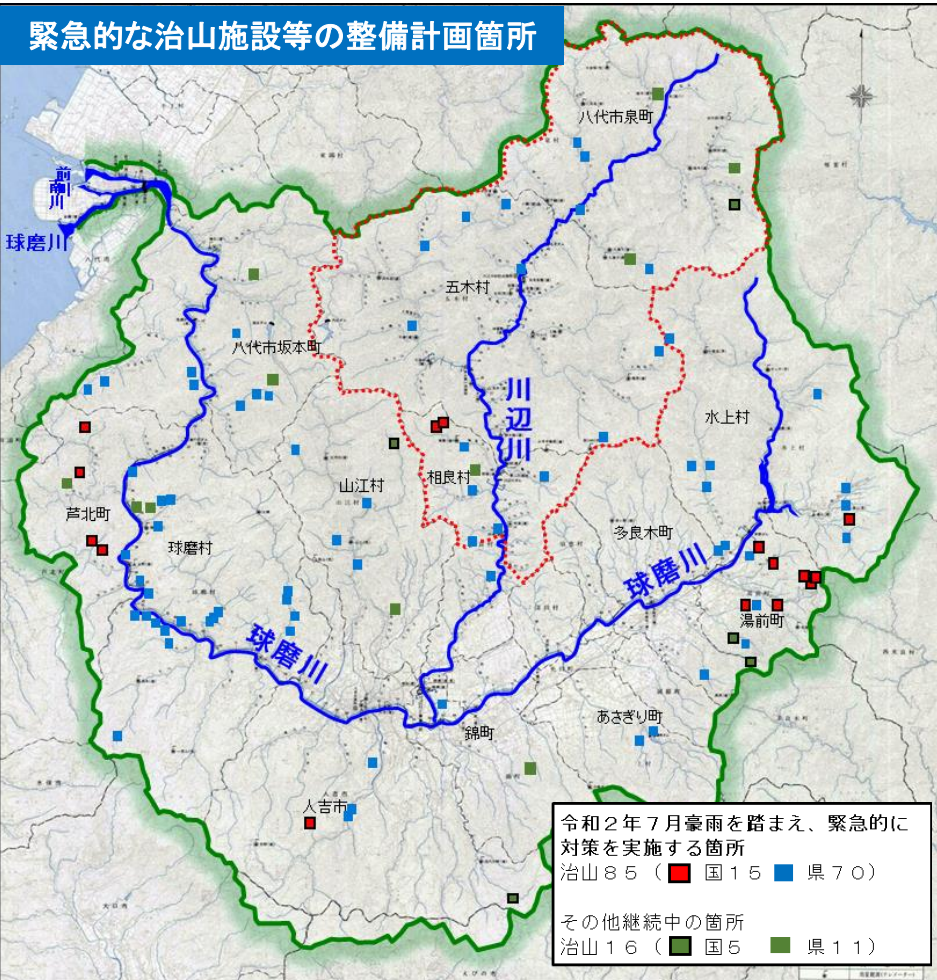


球磨川流域治水プロジェクト

～治山事業による土砂や倒木の流出対策～

- 令和2年7月豪雨により発生した林地崩壊や溪流荒廃を踏まえ、下流への土砂・倒木の流出を抑制するため、緊急的な治山施設等の整備を実施。
- 山地災害が発生した箇所又はおそれのある箇所（山地災害危険地区）等を対象として、土砂の流出抑制や被災箇所の森林への復旧のため、治山ダムや山腹工などの治山対策を実施。また、下流への倒木等の流出抑制のため、流木捕捉式治山ダムを設置するなど流木対策を推進。



溪流荒廃箇所の復旧

・豪雨により溪岸が侵食されるなど下流へ土砂が流出した溪流において、治山ダムを施工し次期降雨による土砂等の流出を防ぐ。



山腹崩壊箇所の復旧

・豪雨により林地が崩壊し直下の人家や道路等が被災した箇所において、山腹工を施工し森林へ復旧する。



流木対策の実施

・下流への倒木の流出（流木）のおそれがある溪流において、立木捕捉式治山ダムを施工し流木の発生を防ぐ。



注）治山施設の写真はいずれも復旧イメージ

当面整備予定（令和4年度まで）
・ 緊急に復旧すべき箇所の治山施設の整備（85箇所に着手）
今後整備予定
・ 復旧すべき箇所の治山施設の整備（16箇所）

※今後、詳細な調査により施設位置や数などを変更する可能性がある。

- 緊急に復旧すべき荒廃箇所を対象に、既設治山ダムに異常堆積した土砂や流木の除去を実施するとともに、治山施設の整備を通じて流木発生抑制対策を実施。
- 山腹崩壊地下流等の渓流に堆積した倒木の調査を実施。また、その調査結果については、森林整備や異常気象時の防災に係る適切な対応を図るための情報として市町村へ提供。

○次年度の梅雨時期に備え、既設治山ダムに異常堆積した土砂や流木の除去を実施
(17箇所の実施)



治山ダムに異常堆積した土砂や流木

○保全対象として公共施設や人家などが存在する復旧すべき荒廃箇所において治山施設の整備を通じて流木発生抑制対策を緊急的に実施
(70箇所の実施)



緊急に復旧すべき山腹崩壊箇所

○渓流に堆積した倒木を調査し、その調査結果について、市町村へ提供。また、森林整備にあわせ渓流内の倒木除去を推進
(80箇所程度の実施)

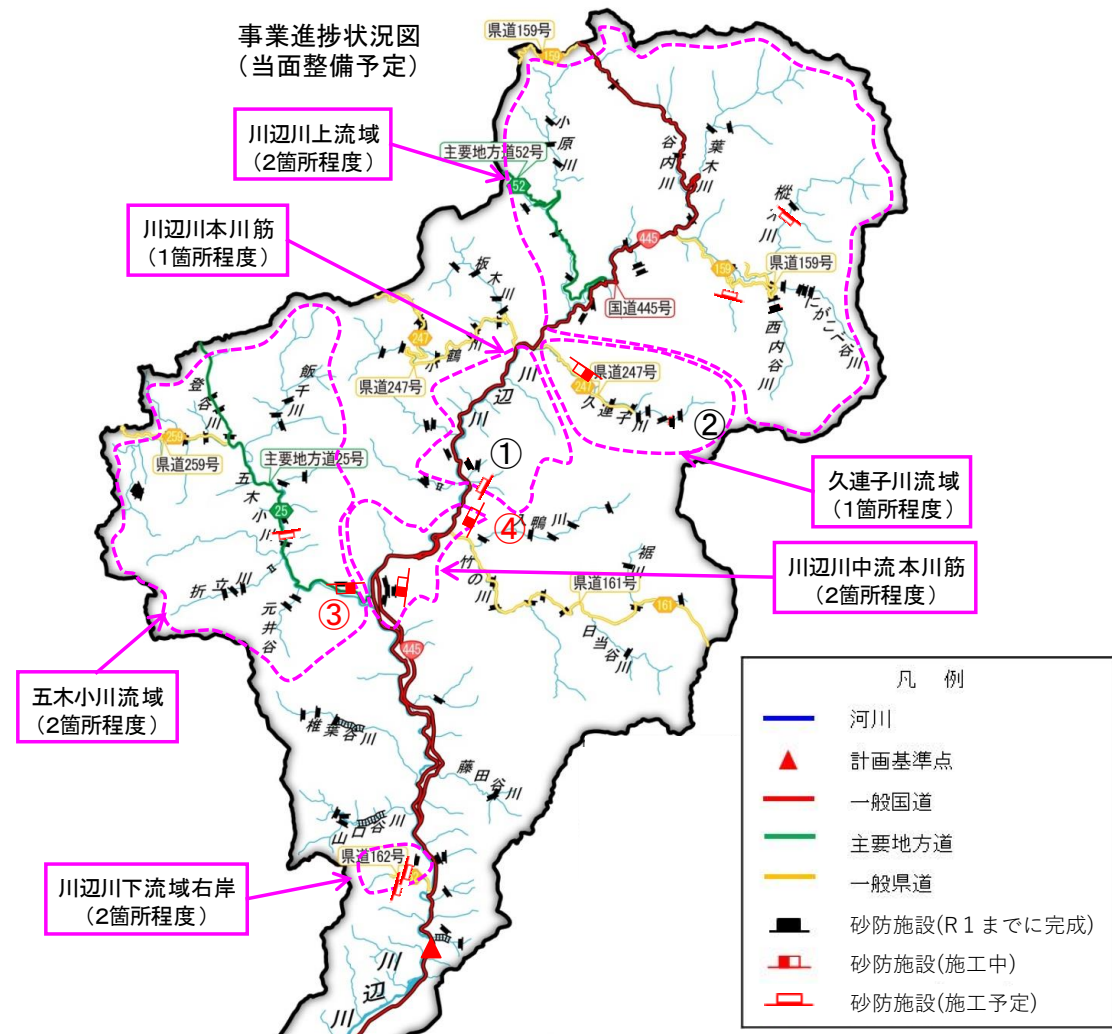


渓流内に堆積した倒木調査の実施

【スケジュール】

令和3年度出水期までの取組み	令和3年度出水期以降の取組み	目標時期
<ul style="list-style-type: none"> ① 特に緊急性の高い既設治山ダムに異常堆積した土砂や流木の除去 (10箇所を着手) ② 緊急に復旧すべき箇所の治山施設の整備 (50箇所を着手) ③ 渓流に堆積した倒木を調査し、その調査結果について、市町村へ情報提供の実施 (80箇所程度を実施) 	<ul style="list-style-type: none"> ① 既設治山ダムに異常堆積した土砂や流木の除去 (7箇所を着手) ② 緊急に復旧すべき箇所の治山施設の整備 (20箇所を着手) ③ 左記の調査結果を活用し、森林整備にあわせて渓流内の倒木の除去を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ① 令和3年度末 ② 令和4年度末 ③ 令和3年度末 (ただし、渓流内の倒木の除去は継続的に推進)

- 川辺川流域で近年最も大きな被害をもたらした平成16, 17年土砂災害と同規模の崩壊に対して川辺川の河床上昇による氾濫被害を解消する。
- 災害時要配慮者施設や避難所のある施設整備の必要性が高い溪流において、土石流対策を進め、土石流災害の防止、軽減を図る。



当面整備予定 (令和7年度まで)
・ 砂防設備の整備・改築 10箇所程度
今後整備予定 (概ね20年間)
・ 砂防設備の整備 約30箇所

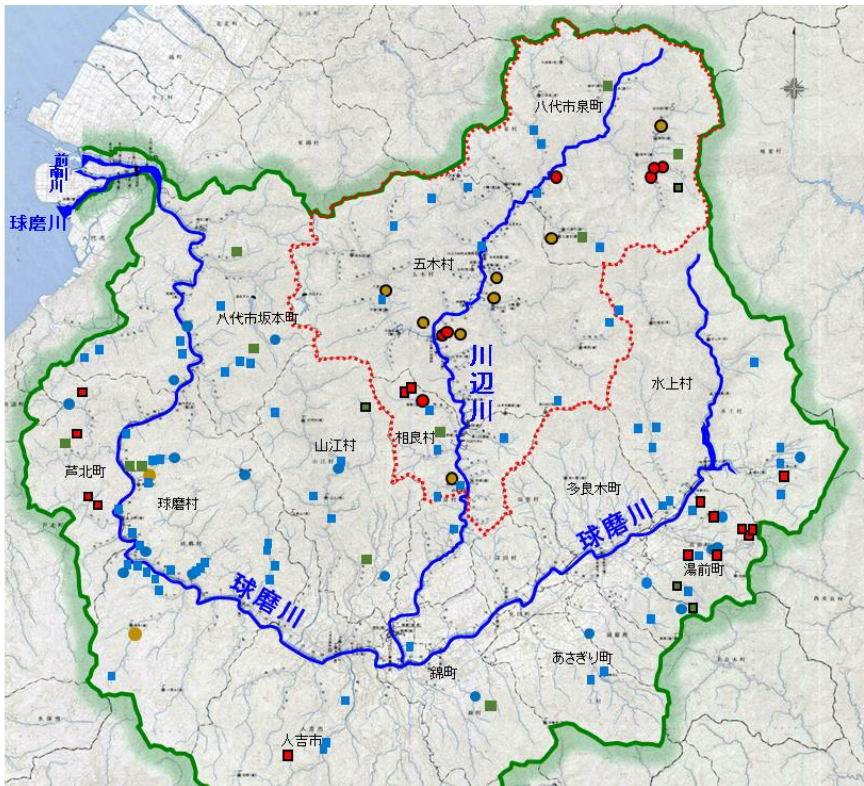
※今後、詳細な調査により施設位置や数などを変更する可能性がある。

球磨川流域治水プロジェクト

～山地災害の早期復旧と砂防・治山施設の整備～

○球磨川流域において、土砂・流木の流出を抑制する対策を実施

- ・令和2年7月豪雨による山腹崩壊や土砂流出を踏まえ、緊急的な砂防堰堤及び治山施設などの整備を行い、河川への土砂や流木の流出を抑制する。
- ・今後も調査を進め、必要な土砂・流木対策を継続的に実施する。



令和2年7月豪雨を踏まえ、緊急的に対策を実施する箇所（111箇所）
 砂防26（●国7 ●県19）
 ※一部完了済も含む
 治山85（■国15 ■県70）

その他継続中の箇所（26箇所）
 砂防10（●国8 ●県2）
 治山16（■国5 ■県11）

※その他
 砂防 1(県)【仮設の土砂止め設置】
 治山17(県)【土砂撤去】

砂防

下流域(保全対象直上)に砂防堰堤などを整備し、土砂や流木の流出による直接的な被害を防止

・砂防堰堤の整備



保全対象直上に砂防堰堤を整備



土砂や流木による被害を防止

・堆積土砂や流木の緊急撤去



撤去前
 ↓
 撤去後
 令和2年7月豪雨により堆積した土砂や流木を緊急的に撤去

治山

上流域において森林整備と治山事業を一体的に実施し、森林を保全

・上流域の森林の整備



本数調整伐による森林の保全
 ・流木の発生源対策



・治山事業の実施



谷止工により溪床の安定を図る



山腹工により崩壊斜面の安定を図る

令和3年度出水期までの取組み	令和3年度出水期以降の取組み	目標時期
(砂防(県)) 【災関】 ・詳細設計の完了、用地取得着手(7箇所) ・下流人家に著しい被害を及ぼす恐れがある箇所は、仮設の土砂止めを設置(1箇所) 【除石】砂防堰堤の緊急除石(12箇所) (砂防(国)) ・令和2年7月豪雨を踏まえ、緊急的に対策を実施する箇所(7箇所)については緊急対策完了(R2.12)	【災関】 ・緊急的な砂防堰堤の整備を行う(7箇所)	【災関】令和4年3月末 【除石】令和3年5月末(仮)
(治山(県)) 【災関】50箇所着手 【土砂撤去】10箇所着手 (治山(国)) 【災関】 ・詳細設計等を完了、14箇所発注、着手 ・崩壊地直下の家屋を保全するため大型土のうを設置(1箇所)	(治山(県)) 【災関】令和3年12月までに20箇所着手 【土砂撤去】令和3年12月までに7箇所着手 (治山(国)) 【災関】 ・14箇所の治山整備の実施 ・令和3年8月までに1箇所着手	【災関】令和5年3月末 【土砂撤去】令和4年3月末